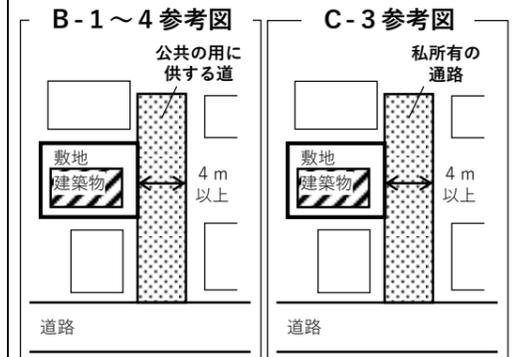
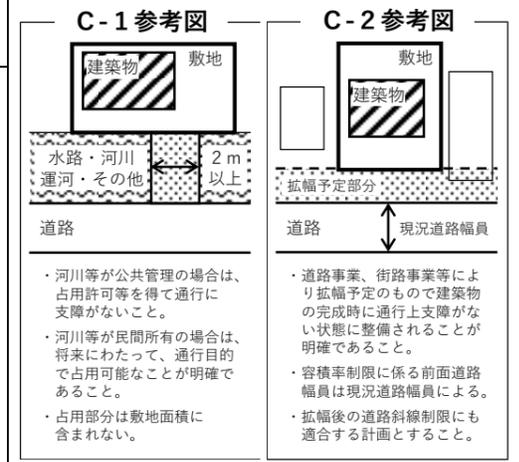
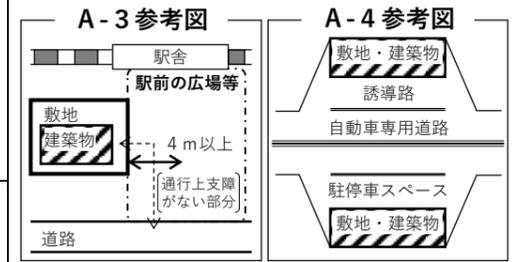
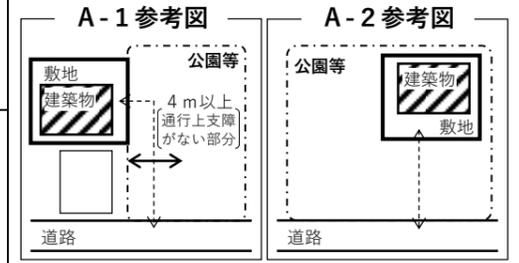


# 建築基準法第43条第2項第二号に基づく許可の包括同意

各区分の全ての条件に適合すること

区分	基本条件	敷地が接する空地・通路・橋等に関する条件		敷地と建築物に関する条件						その他の条件	
		形態・後退整備等	管理者・所有者の承諾・同意等	敷地面積	用途	階数	構造	延べ面積／容積率	高さ		
敷地が公園・広場等の空地に接している場合	A-1	公園等に2m以上接する敷地	①敷地から出入り可能 ②道路まで通行上支障ない部分が幅員4m以上ある ③国又は地方公共団体が管理している	-	-	地上階数2以下	-	-	-	-	
	A-2	公園の中にある敷地	①敷地から出入り可能 ②道路まで通行上支障ない通路が整備されている ③国又は地方公共団体が管理している								
	A-3	駅前の広場等に2m以上接する敷地	①敷地から出入り可能 ②道路まで通行上支障ない部分が幅員4m以上ある								
	A-4	自動車専用道路内の広場等に2m以上接する敷地	①敷地から出入り可能 ②自動車専用道路に通行上及び安全上支障なく出入りするための駐停車スペース又は誘導路である								
敷地と道路の間に河川等又は道路予定地がある場合	C-1	河川等をまたぐ橋等に2m以上接する敷地	①道路まで通行上支障なく接続するもの ②幅員が2m以上ある	-	-	-	-	-	-	-	-
	C-2	拡幅予定の道路用地に2m以上接する敷地	①既存の道路まで通行上支障がない ②現況幅員が4m以上ある既存の道路を道路事業、街路事業等により拡幅するためのもの ③国又は地方公共団体が管理している								
敷地が幅員4m以上の道に接している場合	B-1	ほ場整備事業等で築造された道（農道）に2m以上接する敷地	①敷地から出入り可能 ②幅員4m以上で、道路まで通行上支障なく接続している	-	-	-	-	-	-	-	-
	B-2	港湾管理道路に2m以上接する敷地	①敷地から出入り可能 ②幅員4m以上で、道路まで通行上支障なく接続している								
	B-3	公有水面を埋め立てて築造された道に2m以上接する敷地	①敷地から出入り可能 ②幅員4m以上で、道路まで通行上支障なく接続している ③国又は地方公共団体が管理している								
	B-4	法第42条に規定されていない事業で築造された道に2m以上接する敷地	①敷地から出入り可能 ②幅員4m以上で、道路まで通行上支障なく接続している ③公共団体が管理している								
	C-3	一般交通の用に供されている通路に2m以上接する敷地	①敷地から出入り可能 ②幅員4m以上で、道路まで通行上支障なく接続している ③範囲、形態が明確に確認できる ④平成11年5月1日に存在している ⑤法第42条第1項第五号の道路とすることが困難								



※1 ①建築物を建築等すること。 ②建築物の使用者が日常的に公園等／広場等を通ること。  
 ※2 ①建築物の使用者が日常的に通路を通ること。②現況の通路を将来にわたって存続させ、維持管理していくこと。③通路所有者が変わる場合は、同意内容等を新しい所有者に継承すること。  
 ※3 一戸建ての住宅（住宅以外の用途（附属する自動車庫等を除く。）に供する部分を有しないもの）又は都市計画法第29条第1項第二号に該当する建築物  
 ※4 用途が一戸建ての住宅等※3であり、通路が道路から道路まで通り抜けている場合又は敷地から道路までの通路の長さが35m以下の場合  
 ※5 天空率の適用も可能。高度地区など、その他の高さ規制は敷地境界線が隣地扱いとなるため、ご注意ください。

■包括同意に関する取扱いのうち、主なものを掲載しています。 ■両面ご確認ください。

